

[一般事業]

一般貨物自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更事前届出書

年 月 日

中国運輸局広島運輸支局長 殿

住 所  
氏名又は名称  
代 表 者 印  
電 話  
担 当 者

貨物自動車運送事業法第9条3項及び同法施行規則第6条の規定により届出いたします。

1. 住 所 氏名又は名称 代 表 者	
2. 変更しようとする事項	各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数
3. 増車（減車） 実施予定日	年 月 日
4. 変更を必要とする理由	支 局 受 理 印

営業所別の事業用自動車の数

営業所名	新旧	新					旧				
	内訳	普通	小型	けん引車	被けん引車	合計	普通	小型	けん引車	被けん引車	合計
合計											

(増車・減車車両の明細)

増車減車の別	所属営業所	内 訳	最大積載量	車体の形状	車両数・登録番号等
			kg		
			kg		
			kg		
			kg		
			kg		
			kg		
			kg		
			kg		
			kg		
			kg		

記載要領

1. 内訳欄は、普通、小型、けん引車、被けん引車等の別を記入する。
2. 車体の形状欄は、キャブオーバー、タンク車、バン、ダンプ、トレーラ等の別を記入する。
3. 車両数・登録番号欄は、増車の場合は車両数を記載し、減車の場合は登録番号を記載する。
4. 記入欄が不足の場合には、別紙に記入し添付する。

添 付 書 類

1. 認可車庫の位置及び収容能力（増車営業所分のみ）

営業所名	車 庫 の 位 置	収容能力
営業所		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>

2. 増車後必要となる車庫面積（増車営業所分のみ）

（ 営業所）

最 大 積 載 量	1 両当たり必要面積	車 両 数	必 要 面 積
7.5トンを超えるもの	38 m <sup>2</sup>	両	m <sup>2</sup>
2トンロング超～7.5トンまで	28 m <sup>2</sup>	両	m <sup>2</sup>
2トンロング	20 m <sup>2</sup>	両	m <sup>2</sup>
2トン未満	15 m <sup>2</sup>	両	m <sup>2</sup>
合 計		両	m <sup>2</sup>

（ 営業所）

最 大 積 載 量	1 両当たり必要面積	車 両 数	必 要 面 積
7.5トンを超えるもの	38 m <sup>2</sup>	両	m <sup>2</sup>
2トンロング超～7.5トンまで	28 m <sup>2</sup>	両	m <sup>2</sup>
2トンロング	20 m <sup>2</sup>	両	m <sup>2</sup>
2トン未満	15 m <sup>2</sup>	両	m <sup>2</sup>
合 計		両	m <sup>2</sup>

（ 営業所）

最 大 積 載 量	1 両当たり必要面積	車 両 数	必 要 面 積
7.5トンを超えるもの	38 m <sup>2</sup>	両	m <sup>2</sup>
2トンロング超～7.5トンまで	28 m <sup>2</sup>	両	m <sup>2</sup>
2トンロング	20 m <sup>2</sup>	両	m <sup>2</sup>
2トン未満	15 m <sup>2</sup>	両	m <sup>2</sup>
合 計		両	m <sup>2</sup>

## 事業計画（事業用自動車の数）変更事前届の申請手続き等について

1. 申請地を管轄する運輸支局へ実施予定日の7日前までに提出
2. 提出部数 2部
3. 添付書類
  - ・ 増車後必要となる車庫面積に対し、認可車庫の収容能力に余裕が無い場合は認可車庫の平面図に車両配置（幅・長さ記載のこと）した図面を添付すること。
4. 申請にあたっての注意事項
  - ・ 車庫の必要面積を記入するにあたっては、増車実施後の車両数で算出すること。
  - ・ 事業を遂行するに足る運転者を確保するとともに、必要となる運行管理者及び整備管理者の選任届をあらかじめ提出すること。